

条番号	現行	変更後
第1条 みずほダイレクト	3. 利用口座 (2) 利用口座の追加、削除、および代表利用口座の変更については、当行所定の書面または本サービス上の申込画面によりお届けください。ただし、グローバル口座については、開設時に利用口座に自動的に追加し、口座解約時に自動的に利用口座から削除することとし、書面による追加、削除はできません。なお、代表利用口座の変更については、一部の店舗ではお取り扱いできない場合があります。	3. 利用口座 (2) <u>利用口座の追加、削除については、当行所定の書面または本サービス上の申込画面によりお届けください。代表利用口座の変更については、当行所定の書面によりお届けください。</u>ただし、グローバル口座については、開設時に利用口座に自動的に追加し、口座解約時に自動的に利用口座から削除することとし、書面<u>等</u>による追加、削除はできません。なお、代表利用口座の変更については、一部の店舗ではお取り扱いできない場合があります。
第3条 サービス内容	8. 外貨預金取引 (5) 外貨定期預金のお取引店は代表利用口座のお取引店と同一とします。また、外貨預金口座のお取引店は、当行所定の外貨預金取扱店とします。ただし、代表利用口座のお取引店と別のお取引店の外貨定期預金口座については、残高照会およびグローバル口座への切替予約のご利用が可能<u>です。この場合、</u>外貨定期預金の預入および満期日取扱方法の変更等の機能はご利用いただけません。	8. 外貨預金取引 (5) 外貨定期預金のお取引店は代表利用口座のお取引店と同一とします。また、外貨預金口座のお取引店は、当行所定の外貨預金取扱店とします。ただし、代表利用口座のお取引店と別のお取引店の外貨定期預金口座については、残高照会およびグローバル口座への切替予約のご利用が可能<u>ですが、</u>外貨定期預金の預入および満期日取扱方法の変更等の機能はご利用いただけません。
	23. 口座解約 (2) 前項の申込により普通預金、貯蓄預金の口座解約を行う場合は、<u>当行は、</u>みずほ普通預金規定、みずほ総合口座取引規定、みずほ総合口座（社員口）規定、みずほ貯蓄預金規定等にかかわらず、経過利息計算書はみずほダイレクトにご登録の住所への郵送交付となります。	23. 口座解約 (2) 前項の申込により普通預金、貯蓄預金の口座解約を行う場合は、みずほ普通預金規定、みずほ総合口座取引規定、みずほ総合口座（社員口）規定、みずほ貯蓄預金規定等にかかわらず、経過利息計算書はみずほダイレクトにご登録の住所への郵送交付となります。
なし（規定最後尾）	(2023年1月8日現在)	<u>(2023年1月24日現在)</u>